

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の紹介 | 弁護士 黒柳 武史 |
| 3. 民法改正について
-第4回 契約不適合責任- | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 4. 消費税増税に伴う買いたたきの防止について | 弁護士 太田 健二 |
| 5. チケット不正転売禁止法が施行されました | 弁護士 大高 友一 |
| 6. 京都国際調停センターが開設されました!
~国際調停のすすめ~ | 弁護士 豊島 ひろ江 |
| 7. 新米副会長のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 8. 入所のご挨拶 | 弁護士 鎌田 祥平 |

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます。

毎日、暑い日が続いていますが、皆様にはお元気でお過ごしのことと思います。私も、令和の新しい時代に入り、残された司法問題の課題に取り組んでいます。私は、20年余に亘って民事司法の改革に取り組んでまいりました。「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆる政府の骨太方針において、民事司法改革を政府を挙げて推進すると決定されました。これを受けて、本年度に入り、内閣に「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置されました。ここでは、国際化、IT化に対応する民事司法の整備とグローバル社会に対応できる司法機能の充実

を基本的方向として、2020年3月を目標に ①裁判手続のIT化 ②総合法律支援・司法アクセスの拡充 ③知財紛争における裁判所等の紛争解決能力の強化 ④国際化のための制度・基盤整備 ⑤裁判所の施設改善、家庭裁判所等の体制整備 ⑥民事訴訟における証拠・情報収集の拡充・国際標準化等の課題について、取りまとめが進められています。日弁連も、連絡会議にオブザーバーとして参加しており、日弁連の意見を反映させるべく取り組んでいます。このような状況の中で、私も日弁連に出掛けることが多くなっており、令和の民事司法改革に少しでも貢献できたらと思い、活動を続けています。

暑い日がまだまだ続きますが、皆様のご健勝を祈念しています。

【はじめに】

働き方改革の一環として、有期雇用や派遣等の雇用形態に関わらず、公正な待遇を確保する（いわゆる「同一労働・同一賃金」）ための法改正が行われました。本稿では、そのうち「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下、「本法」といいます。）を取り上げて紹介します。

【主要な改正点】

1 本法は、従前の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が、有期雇用労働者も対象とされたことに伴い、題名も含めて改正されたものです。以下、改正内容の概要について触れます。

2 均等待遇・均衡待遇規定及びガイドラインの整備

① 均等待遇・均衡待遇規定の整備

均等待遇とは、正社員と非正規社員の職務内容等が同じ場合には、非正規社員の待遇について正社員と同じ取り扱いを求める原則のことです。

均衡待遇とは、正社員と非正規社員の職務内容等が異なる場合にも、正社員との待遇差は、その相違に応じた合理的なものでなければならないとする原則のことです。

均等待遇については、これまで短時間（パートタイム）労働者についてしか規定がありませんでした。しかし、本法改正により、有期雇用労働者も規定の対象とされました（本法9条）。

他方、均衡待遇については、従来から規

定がありました。ただ、本法改正により、待遇差の合理性の判断基準が明確化されました。具体的には、基本給・賞与等の個々の待遇ごとに、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められる事情を考慮して、判断されるべき旨が定められました（本法8条）。

	パートタイム	有期雇用
均等待遇	○ → ○	× → ○
均衡待遇	○ → ◎	○ → ◎

※厚労省「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保【省令・指針反映版】」の図を参照して作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/000474490.pdf>

② ガイドライン（指針）の整備

正社員・非正規社員間の、いかなる待遇差が合理的で、いかなる待遇差が不合理であるかについては、判断に迷う場合があります。

この点、有期雇用労働者の待遇差の合理性に関しては、長澤運輸事件やハマキョウレックス事件の各最高裁判決が、個々の待遇ごとに、待遇差の合理性が認められるか否かの判断を示しています。

また、本法改正に伴い、新たに厚生労働省のガイドライン（指針）が整備されました（<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>）。ガイドラインにおいては、基本給や賞与、手当等の個々の待遇ごとに、待遇差が問題となる例、問題とならない例について、具体例が掲げられています。

また、厚生労働省は、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000494536.pdf>)等の各種マニュアルを発行しています。これらのマニュアルも、待遇差の見直しにあたり、具体的な手順のガイドとして、参考になると思われます。

3 事業主の説明義務について

本法改正により、短時間労働者のみならず有期雇用労働者に対しても、雇用管理上の措置の内容(賃金制度の内容、福利厚生施設の利用等)や、待遇決定に際しての考慮事項の説明義務が課されることになりました(本法14条1項、2項)。

また、労働者が説明を求めた場合に、待遇差の内容・理由について説明する義務が、新たに課されることになりました(本法14条2項)。

加えて、制度の実効性確保のため、労働者が説明を求めたことを理由に、事業主が不利益取り扱いを行うことが禁止されました(本法14条3項)。

	パートタイム	有期雇用
雇用管理上の措置の内容や待遇決定に際しての考慮事項の説明義務	○ → ○	× → ○
待遇差の内容・理由等の説明義務	× → ○	× → ○
不利益取り扱いの禁止	× → ○	× → ○

4 紛争解決手続等について

均等待遇・均衡待遇規定の違反がある場合、非正規労働者は、裁判所に対して司法的救済(損害賠償請求等)を求めていくことが可能です。ただ、迅速な救済のためには、行政による指導・勧告及び企業名の公表等の措置や、行政上の紛争解決手続(ADR)の整備が必要となります。

この点について、本法改正により、短時間労働者のみならず有期雇用労働者も、これらの制度が利用できるようになりました(本法18条、24条から27条)。また、均等待遇違反だけでなく、均衡待遇違反についても、行政ADRの対象になりました。ただ、上記措置のうち、企業名の公表については、均衡待遇については対象とされていません(本法18条2項)。

【改正法の施行日等】

改正法の施行日は、2020年4月1日(中小企業については2021年4月1日)とされています。施行までに若干の猶予はあるとはいえ、賃金体系等の見直しには相当の時間がかかることが予想されます。そのため、正社員と非正規社員に待遇差がある場合は、上記ガイドラインやマニュアルなどを踏まえて、早期に点検や見直しを進める必要があるといえます。



2020年4月1日から施行される改正民法の主要なテーマについて、前回に引き続き、ご紹介をいたします。第4回のテーマは「契約不適合責任」です。今後の契約書作成等の実務に影響がありうる主要な点をご説明します。

1. 契約不適合責任とは？

契約不適合責任が問題となるのは、売買契約で商品の引渡しと売買代金の支払が完了したものの、引渡しを受けた商品が契約の内容と違っている、という場合です。

このような場合、現行民法では、売買契約の対象物が特定物であれば「瑕疵担保責任」（現行民法570条）、不特定物であれば「債務不履行責任」（現行民法415条）の問題として処理することになっていました。

改正民法では、「瑕疵担保責任」の規定は削除され、対象物が特定物か不特定物にかかわらず、売主は、契約内容に沿わなかったことによる責任としての「契約不適合責任」（債務不履行責任の特則）を負うものと整理されることになりました。

2. どのような場合に請求できる？

買主は、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」（契約不適合）場合に、売主に対して、「契約不適合責任」に基づく請求ができます（具体的に請求できる内容は後述3をご参照ください）。

「瑕疵担保責任」（現行民法570条）では、瑕疵（目的物が通常有すべき品質等を欠いていること）の有無で判断されていましたが、新しい「契約不適合責任」では、当事者間の契

約に適合しているかどうか判断基準となります（実際には、契約適合性の判断にあたり、通常有すべき品質等を満たしているかどうか判断要素となると思われます）。なお、契約の内容に適合しないかどうかは、引渡時の物の状態で判断します。

また、「瑕疵担保責任」（現行民法570条）では、「隠れた」瑕疵であることが要件とされていましたが、この要件が削除され、新しい「契約不適合責任」では、買主の善意は不要となりました。

3. 何を請求できる？

(1) 修理・代替物又は不足分の引渡請求

買主は、売主に対して、修理・代替物又は不足分の引渡請求（追完請求）ができます（改正民法562条、同565条）。これは、現行民法の解釈下では認められておらず、改正民法で新たに請求できることになったものです。

(2) 代金減額請求

買主は、売主に対して、代金減額請求ができます（改正民法563条、同565条）。これは、現行民法では、数量不足等の場合にしか認められていませんでしたが、改正民法で請求できる場合が広がりました。

(3) 解除

買主は、一般の債務不履行の場合の規定に基づいて、契約の解除ができます（改正民法564条、同415条、同541条、同542条）。

現行民法の下では、契約目的を達成できない場合及び買主が善意の場合等にしか解除が認められないこととされてきました

が、改正民法では、債務不履行として解除が可能になりました。

(4) 損害賠償

買主は、売主に対して、一般の債務不履行の場合の規定に基づいて、損害賠償請求をすることができます(改正民法564条、同415条、同541条、同542条)。

現行民法の下では、売主の無過失責任、損害賠償の範囲は信頼利益¹まで、とされていましたが、改正民法では、債務不履行に基づく損害賠償として、売主の帰責性が必要となり、損害賠償の範囲は履行利益¹まで認められることになりました。

4.いつまで請求できる?²

(1) 種類・品質の契約不適合の場合は、不適合を知ったときから1年以内に売主に不適合の事実を通知する必要があります(改正民法566条本文)。

現行民法では、1年以内に、解除又は損害賠償の請求をする必要がありました、

改正民法では、不適合の事実の通知で足りることになりました。

また、現行民法では、瑕疵担保責任の期間制限は特定物売買にのみ適用されていましたが、改正民法では、不特定物の契約不適合にも566条本文が適用されますので、不特定物売買については期間制限が厳しくなることとなります。

なお、売主が引渡時に悪意又は重過失の場合には、1年の期間制限は適用されません(改正民法566条ただし書)。

(2) 数量・権利の契約不適合(数量不足、他人物売買など)の場合は、消滅時効の一般原則(主観的起算点から5年、客観的起算点から10年)によることとなります。

現行民法では、数量・権利の瑕疵の場合も1年の期間制限がありましたので(現行民法565条、566条)、改正により、期間制限が緩やかになったこととなります。

¹ 信頼利益:その契約が有効であると信じたために発生した実費等の損害
履行利益:その契約が履行されていれば、その利用や転売などにより発生したであろう利益(転売利益など)
² 商人間売買については、以下のとおり、買主に検査・通知義務があります(商法526条)
①受領後、遅滞なく、目的物を検査しなければならない。
②種類・品質・数量について契約内容不適合を発見した場合、直ちに通知しなければならない。
③②を直ちに発見できない場合でも、6ヶ月以内に通知しなければ追完請求等ができなくなる。

【参考】瑕疵担保責任に関する改正点等の整理

	現行法	改正法
法的責任	法定責任	債務不履行責任
適用場面	・目的物の権利が他人に帰属している場合(現561~564) ・目的物に他人の権利が付着している場合(現566、567) ・数量不足、一部滅失の場合(現565) ・目的物に隠れた瑕疵がある場合(現570)	目的物又は権利が契約内容に適合しない場合 (契約内容不適合)
追完請求	できない	できる(新562、565)
代金減額請求	できない(数量不足など一部の場のみできる)	できる(新563、565)
解除	契約目的が達成できないこと、買主の善意、等が必要	契約目的が達成できないこと、買主の善意、等は不要 (債務不履行の一般原則による(新541、542))
損害賠償請求	売主の無過失責任、信頼利益のみ	売主の帰責性が必要、履行利益まで可 (債務不履行の一般原則による(新415))
期間制限	1年以内に、契約解除又は損害賠償請求が必要	・1年以内に、不適合の事実の通知が必要 ・数量・権利の契約不適合については消滅時効の一般原則による

1. 買ったたきとは

令和元年10月1日から、現在8%の消費税が10%に上がることが予定されています。そこで、税率改定に伴い生じがちな問題である「買ったたき」について考えてみたいと思います。

買ったたきとは、取引先に対して、消費税の転嫁を拒否するパターンの一つで、簡単にいえば消費税率アップに伴い、税率がアップした分の代金を支払わなければならないのに、それに見合う代金を支払わない場合をいいます。

一般に消費税転嫁対策特別措置法と呼ばれる法律に規定があり、同法3条で、「特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」として、「一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。」と規定されています。

買ったたきが行われると、公正取引委員会による調査が行われ、指導や場合によっては勧告・公表といったペナルティが科される危険があります。

買ったたきが問題となるのは、①買手が大規模小売事業であり、売手から継続して商

品又はサービスの供給を受ける場合、②買手が大規模小売事業者でない場合でも、「個人事業者・人格のない社団等・資本金等の額が3億円以下である事業者」である売手から継続して商品又はサービスの供給を受ける「法人である事業者」の場合です。

2. 実際に問題となる買ったたきの具体例

買ったたきは、売手(供給者)への支払を低く抑えたいと考え、意図的に行われる場合もありますが、多くは、うっかりミスによるものとされています。

起こりがちな例としては、従来、「消費税込」で支払金額を決めていた場合に、消費税率改定後も、支払金額を据え置く場合が挙げられます。この場合、本来であれば、税率改定に伴い消費税がアップした分、買手が売手に支払う金額も増やさなければなりません。が、支払金額を据え置くことで、売手に増税分の負担を押しつける結果になるため、このような行為を買ったたきとして規制しています。

このような場合、うっかりすると、買手側は、「代金は税込〇〇円で決めているから、税率改定後もその金額で支払っておけば問題ないだろう。」などと考え、あるいは、そのようなことを意識することもないまま、漫然と税率改定前と同じ金額の代金を支払うといったことが起きかねません。そして、それを不満に思った売手から公正取引委員会に通報されると

いった事態になるおそれがあります。

なお、取引先である売手から、消費税増税分の値上げの要請・申出がない場合や、税率改定前から「税込価格」で契約していた場合であっても、消費税率が改定されれば、改定分の消費税額を上乗せした金額を支払わなければならないので注意してください。

買ったたきで問題となる事例が多いのは、「税込」で支払金額を決めていた場合の駐車場（課税対象となる場合）や建物の賃料、原稿執筆者に対する原稿料の支払いの場合などです。このような事案では、売手から値上げを言い出しにくかったり、売手も問題点に気づかず、従来の税込価格のまま支払が続いてしまう可能性があります。このような事案が多く公正取引委員会の調査対象となっているので注意が必要です。

そのほかにも、売手が免税事業者の場合に、買手が消費税率アップ分を上乗せせず、従来の価格のまま売手に支払いを行うといった場合も買ったたきに当たります。この場合も前記1②に当たるためです。

また、買手が販売する商品が食料品など軽減税率（8%）の対象品目である場合、買手が、自社の商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、商品の包装材料等を納入する事業者に対し、包装材料に適用される標準税率（10%）での代金の支払いを拒み、軽減税率分（8%）の代金しか支払わないといった行為も買ったたきに当たります。

なお、買ったたきには、一定の例外があり、消費税率が改定された分をそのまま代金に反映させない合理的理由があれば買ったたきとはされない場合もあります。

例えば、原材料の価格などが客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合や、買手からの大量発注、売手と買手による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、売手にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合などですが、例外に当たる事例は、かなり限定的に考えられています。

また、消費税率の改定には、経過措置が適用されるケースもあり、この場合は、10%への税率改訂後も8%の税率が適用されます。

この場合には、旧税率が必ず適用され、旧税率で支払をしても買ったたきには当たりません。経過措置が適用される分野としては、請負工事等や資産の貸付などいくつかの分野がありますので、この点についても留意して、不明な点があれば専門家に相談するなどした方が良いでしょう。

うっかり、買ったたきを行い、企業名や違反行為の内容が公表されるようなことになれば、社会的な信用を失うなど、経営上大きなダメージを受けることになってしまいますので、消費税の税率改定を控え、早めに自社の取引に問題がないかチェックしておくことをおすすめします。

先日、来年に迫った東京オリンピックの観戦チケットの第1次抽選販売が行われましたが、皆様は当選されましたでしょうか。小職も申し込んでみましたが、オリンピック組織委員会の予想を遙かに超える申し込みがあったようで、見事に全て落選となってしまいました。

さて、このような人気のあるイベントの開催者が常に頭を悩ませているのが、いわゆる「転売ヤー（転売屋）」と呼ばれる業者や個人によるチケットの高額転売です。彼らは、希少価値の高いチケットを転売目的で大量に購入し、インターネット上のオークションサイトなどを利用して高額で販売します。その結果、チケットが彼らによって買い占められてしまうため、本当にチケットを必要としている消費者が適正な価格で購入できなくなるだけでなく、転売ヤーのみが不当な利益を得て主催者にも利益が入らないという事態が生じることとなります。オリンピック組織委員会もこのような事態を防ぐため、観戦チケットの販売方法には相当な工夫を凝らしたと報道されているところですが。

これまで、このような不当なチケットの転売は、「ダフ屋行為」として各都道府県の迷惑防止条例で取り締まられてきました。「ダフ屋行為」とは、転売する目的でチケットを購入したり、会場周辺でチケットを転売したりすることで、野球場周辺のダフ屋などが馴染みのあるところですが。ところが、これらの条例は

「公共の場所又は公共の乗り物」での売買を「ダフ屋行為」の要件としているところ、近年見られるようなインターネット上での転売については、これまでの迷惑防止条例では取り締まることのできないという問題が指摘されていました。

そこで、これらの「ダフ屋行為」に加え、インターネット上でのチケットの不当な高額転売等も含めて禁止するため、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（通称「チケット不正転売禁止法」）が、昨年の臨時国会で議員立法により成立し、本年（2019年）6月14日から施行されました。ここでは、同法の概要をご紹介します。

<法律の概要>

チケット不正転売禁止法は、国内で行われる映画、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、興行主（イベントの主催者）の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示された座席指定等がされたチケット（特定興行入場券）の不正転売や不正転売のための購入を禁止しています。

【特定興行入場券とは】

不特定または多数の者に販売され、かつ、次の1から3のいずれにも該当する芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットをいいます（日本国内において行われるイベントに

限られます)。

- 1 販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨が券面(電子チケットは映像面)に記載されていること。
- 2 興行の日時・場所、座席(または入場資格者)が指定されたものであること。
- 3 例えば、座席が指定されている場合、購入者の氏名と連絡先(電話番号やメールアドレス等)を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されていること。

※ 座席が指定されていない立見のコンサートなどの場合、購入者ではなく、入場資格者の氏名と連絡先(電話番号やメールアドレス等)を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されていること。

つまり、特定興行入場券とは、日時や場所等が指定された特定のイベントにのみ入場可能なチケットで、イベントの主催者においてチケット購入者が第三者に無断転売することを禁ずることをチケット上に明示し、かつ購入者の氏名等を確認した上で販売したチケットということとなります。逆に、招待券などの無料で配布されたチケット、転売を禁止する旨の記載がないチケット、販売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット、日時の指定のないチケットなどは、「特定興行入場券」には該当せず、この法律の対象外となります。また、「興行」のチケットにはあたらないとされる列車の乗車券や指定券、限定販売のゲームソフトやグッズなどもこの法律の対象外です。

【不正転売とは】

この法律でいう「不正転売」とは、興行主に事前の同意を得ずに、反復継続の意思をもって、興行主等の販売価格を超える価格で特定興行入場券を転売することを意味します。

「反復継続の意思をもって」というのは、たまたま行われた1回限りの行為については、この法律による禁止の対象とはしないということです。もっとも、何十回・何百回と繰り返す意図までは必要はなく、数回程度であっても繰り返す意図があったのであれば処罰の対象となりえるものと考えられます。また、繰り返して行う意図がある限り、個人であっても処罰の対象となります。

一方、「販売価格を超える価格での譲渡」という要件については、法文上は1円でも定価を超えて販売すれば要件を満たすということになるものと考えられます。逆に、販売価格以下でチケットを第三者に譲渡する限りにおいては、この法律でいう「不正転売」に該当することはないこととなります。

また、この法律では、「不正転売」を目的としたチケットの購入も禁止されていますので、実際に「不正転売」に及ぶ前であっても、チケットを購入するだけで処罰の対象となり得ることについても注意が必要です。

【違反したときの罰則】

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。

2018年11月20日、日本初の国際調停の常設機関を備えた調停専門機関として、京都国際調停センター(Japan International Mediation Center in Kyoto, JIMC-Kyoto)が、同志社大学キャンパス内に開設されました(<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp>)。同センターでは、主に海外取引に関連する紛争について、国際的に活用されている手法による調停を実施し、日本企業や海外企業の国際的な紛争を解決に導きます。今後、国際仲裁と同様に、国際調停が、国際的な紛争解決手段の一つとして、日本企業による利用が期待されています。

1. 国際調停のメリット

紛争解決手段としては、裁判・仲裁・調停などの手続がありますが、国際的な紛争解決の手段としては、国際仲裁が主流です。しかしながら、国際仲裁は、仲裁機関・仲裁人・代理人費用等の仲裁コストが高額になったり、英米法系の証拠開示手続が負担になったり、一回的解決と言いながら仲裁判断の取消にまで至ると数年を要したりするなど、いったん紛争になった場合の当事者の経済的・時間的負担は相当なものになる傾向にあります。また、仲裁や裁判は、対立構造が鮮明で感情的な対立が助長され、取引を継続するという選択肢を失ってしまうことも少なくはありません。その点、国際調停は、後述するように、短期間・低コストによる解決が図られる可能性があり、また単に金銭的な解決のみならず、取引の継続を踏まえた創造的な解決を図ることも可能となります。このような利点から、国際調停は、近時、世界的にも国際紛争解決手段として注目されるようになっていきます。

2. 国際調停とは?

では、国際調停とはどのような手続なのでしょう。日本においては、調停は、裁判所が主催する国内調停手続について、古くから馴染んでいます。しかしながら、日本の裁判所調停と「国際調停」とはその特徴は大きく異なっています。

国内の裁判所による調停手続では、一方当事者が裁判所に申し立てることにより開始しますが、1か月に1度の調停期日を前提としているため、終了するのに数か月に及ぶ場合が通常となっています。また2人の調停委員により手続は進められ、当事者が交代で調停委員との面談を行う、別席調停(国際的には「コーカス」と呼ばれています)が原則です。また、調停委員は、当事者の事実や法的な主張から、裁判になった場合の結果の予想を言及することにより解決を図る手法が主流です(これは「評価型(Evaluative)」と呼ばれています)。さらには、家事調停においては、家事調停の結果が後の人事訴訟に反映されることが認めら

れており、調停手続で話した内容は、後の裁判官による判決に影響があります。しかしながら、国際調停は異なる特徴を有しています。

当事者の合意

まず国際調停において重要なのは、当事者の合意です。通常、取引契約書には仲裁条項や裁判管轄条項などが合意されていますが、それらの紛争解決手続に移行した後であっても、あるいは移行する前に、当事者が話し合いによる解決を図ることを希望すれば、いつでも国際調停を開始することができます。たとえば、仲裁手続の前に調停手続を行ったり(「Mid-Arb」と呼ばれたりします)、いったん仲裁手続を開始した後に調停手続を行ったり(「Arb-Mid」と呼ばれたりします)というように、当事者の紛争解決に対する姿勢次第で柔軟に手続の選択を行うことができます。

1人の調停人

当事者は、合意した調停機関に調停を申し立て、調停人を選任したうえで、調停手続を開始します。国際調停では、通常、調停人は1人を選任します。当事者の合意で調停人が選任できない場合には、調停機関の規

則次第ですが、調停機関により選任されるのが通常です。当事者は、調停機関に手続管理費用と、調停人に対する報酬を支払います。

短期集中期日

国際調停では、調停人、当事者および代理人は、世界各地にいるため、期日を1～2日連続して集中して開催し、短期で終了することを目指します。国際的な調停機関では、原則として申し立てから2～3か月以内に終結することが規則で規定されており、短期間による解決が意図されています。したがって、当事者は、国際調停を選択する以上、予め、解決案を熟慮したうえで手続に臨み、短期集中による解決を目指すことが期待されます。

別席調停のみならず同席調停の利用

国際調停においても、調停人が一方当事者とのみ話し合いを行う別席調停が行われますが、同時に調停人の前で両当事者が同席しながら話し合いを行う同席調停も適時利用されます。同時調停の利用によって、当事者が相手方の主張を正確に把握することにより、納得を得やすくなると考えられています。



守秘義務

もっとも重要な点として、国際調停手続において重視されるのは、守秘義務です。国際調停における守秘義務では、調停手続の中で議論された内容がその後の仲裁や裁判といった手続での利用が禁止されています。また、別席調停において当事者と調停人との間で話した内容を相手方当事者に開示するかどうかについても当事者の自由な判断に委ねられています。調停人に厳格な守秘義務があり、当事者は、安心して調停人に本音を語り、調停人は双方当事者からギリギリの譲歩案を聞くことによって、和解的解決に導くことが可能となります。

評価型のみならず対話促進型

国際調停でも、評価型(Evaluative型)による調停手法が主流ではありますが、同時に、当事者のコミュニケーションを促進させて解決を促す、対話促進型(Facilitative型)を重視する調停人もいます。当事者は合意をして国際調停手続を選択しているので、調停人は、当事者が解決しようとする自助努力を助ける働きをすることになります。双方の調停手法は、調停人の傾向や事案の性質に応じて柔軟に選択されることが期待されています。

高い調停成功率

以上のような特徴ある手続のもと、高い技術のある調停人によれば、国際調停は、80%以上の案件で、わずか1日から2日の間

で合意が成立すると言われていています。たとえば、世界的に有名な国際調停機関の一つであるCEDR(Centre for Effective Dispute Resolution)における調停成功率は89%と報告されています。驚くべき高い成功率ですが、当事者が解決を希望した案件を、専門的訓練を受けた調停人に委ねれば、実際に実現可能であるということです。

3. 国際的な調停機関

以上のように、国際調停は紛争解決手段としてその効果が注目されており、アジア諸国においても近時調停を推し進める動きが活発になっています。具体的には、調停の専門機関としてシンガポール国際調停センター(Singapore International Mediation Center:SIMC)や京都国際調停センター(JIMC-Koyto)が開設しているほか、アジア地域だけでも、日本商事仲裁センター(JCAA)、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIEATC)、大韓国際仲裁院(KCAB)、香港国際仲裁センター(HKIIAC)、アジア国際仲裁センター(AIAC)などでも国際調停の規則を有しており、それらの機関においても調停を行うことは可能です。

4. シンガポール条約の発効

国際調停はこれまで仮に調停合意に至ったとしても、その調停条項には強制執行力がありませんでした。したがって、調停が成立したとしても、相手方の調停条項違反

は、民事上の合意違反として裁判所等で救済を求めるしかないのが現状です。しかし、仲裁判断の強制執行に関するニューヨーク条約と同様に、調停条項にも強制執行力を付与せんとする条約が、2019年8月、シンガポールにて締結発効されます。これは、シンガポール国際商事調停条約と言います。日本はまだ批准はしていませんが、今後、批准により日本における国際商事調停における調停条項に国際的な強制力を持たせる日が来るのもそう遠くはないでしょう。

5. 国際調停のすすめ

以上の通り、国際的な紛争解決方法として国際調停は、短期間に集中して和解的解決に至る手法として、大変魅力的です。さらに、京都国際調停センターは、調停場

所として高台寺の境内内施設の利用も提供しています。独特の静寂の中、感情的に対立する当事者が心を落ち着け、紛争解決に至ることが期待されます。京都の国際的な観光地としての魅力も調停成立に向けた心理的好影響が大いに期待されます。

今後、国際的な取引契約の紛争解決条項において、仲裁条項以外に、国際調停条項を追加し、あるいはいったん紛争が生じた後に、京都国際調停センターでの調停手続を行うことを合意することにより、国際的な紛争を、迅速に解決を図る方法として是非利用して頂きたいと思います。



モデル条項案

紛争が発生した場合に調停手続開始に拘束される条項としてどのようなものが考えられるでしょうか。



紛争が発生する前の当事者間の合意として、契約書中に記載するモデル調停条項案としては、紛争が発生した場合に調停手続開始に拘束されるモデル条項として、以下が考えられます(京都国際調停センターHPを参照しました)。

「本契約に関連した、本契約の当事者間で起こりうるすべての紛争、論争または相違は、その調停規則にもとづいた調停により解決するために、まず京都国際調停センター(以下「本センター」)に申し立てられなければならない。」

"All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this contract shall be first submitted to Japan International Mediation Center in Kyoto (the "Center") for resolution by mediation in accordance with the Mediation Rules of the Center."

上記以外にも、紛争が発生した場合に調停手続に拘束しない取り決めも可能ですし、またあらかじめ合意していない場合で、紛争が発生した後、いつでも、当事者が合意すれば国際調停は可能となります。



新米副会長のつぶやき

弁護士 倉橋 忍



皆様、今回は今までとはがらりと違った内容です。お付き合いいただければと思います。

私は、4月から大阪弁護士会の副会長に就任しています。3ヶ月ほど経ったのですが、なかなか大変です。28年前に弁護士になった時と同じような状況です。全てが新しく、また、根拠規定等を一つずつ確認してから処理することになるため、大変時間がかかります。

しかし、へこんでいる…わけではありません。新しいことなので、楽しいです(ワクワクと言った方が正しいかもしれません)。一般的には定年といってもいい年齢になった後にこんな経験ができ、大変感謝しています。

まずは弁護士会の意思決定の問題があります。重要案件は副会長会で議論し、その後正副会長会へ上程することになります。

副会長会を通すのがまず大変です。必要だからということだけではだめで、正当性はあるか、少数意見への配慮はどうか等様々な方面から突っ込まれます。その後、会長が加わった正副会長会です。ここでは、より広い視点からの検証が求められます。全てを通過してようやく弁護士会の意思となります。会

社の意思決定もそうなんだろうなあということを実感しています。

さらに、私は、副会長として、職員人事部門を担当しています。

大阪弁護士会には何人ぐらい職員の方がおられると思いますか?約100人です。これだけの人数がおられますと、人事、労務の問題の処理が重要です。

弁護士は、労働法も理解しているし、いろいろな制度も理解している…はずです。いろいろな相談を通じて、会社で起こり得る問題も知っています。でも、弁護士は、現場は知りません。人間関係は分かりません。職員の皆さんをもっと知らないといけません。そこで、現在、全員面談を行っています。

労働環境、人間関係は配慮が必要です。今後ともいろいろな機会を通じて、円満な関係を築けたらと思っています。一方で、組合との交渉や人事異動も考えないといけません。相当頭を悩ませています。

どうですか。全く新しい仕事。ワクワクしませんか。

平成31年4月から大阪事務所に入所いたしました弁護士の鎌田祥平と申します。平成25年12月に検事に任官し、約5年間、大阪、広島、横浜、東京の各地検で勤務して参りましたが、この度、検事の弁護士職務経験制度により弁護士登録(大阪弁護士会)いたしまして、2年間、中本総合法律事務所勤務することとなりました。

弁護士は、紛争の渦中にある依頼者の代理人であるという点で、国家公務員という検事の立場と大きく異なる職業だと思います。これまで、公益の代表者である検事として刑事事件の捜査、公判に従事してきた経験を生かしつつ、刑事弁護はもちろんのこと、その他の民事事件等においても、貪欲に学びながら、一人一人の紛争当事者に寄り添って、依頼者に心から納得いただける紛争解決を目指していく所存です。

至らないところは多々あることと存じますが、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子・上田倫史
朝倉 舞・幸尾菜摘子・鎌田祥平・堂山 健・皆川征輝・中本隆久

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所